

## 人口・社会統計部会の審議状況について（学校基本調査及び学校教員統計調査）

- 学校基本調査及び学校教員統計調査の変更に係る部会審議は、①12月24日と②1月18日の2回開催。
- 1月18日の部会までで審議を終了し、答申案につき、部長預かりとして細部を調整中。
- 1回目の部会における審議状況は以下のとおり。

### < 学校基本調査関係 >

項目	変更内容等	委員・専門委員の意見、部会としての整理
1 本調査計画の変更 ア 調査対象の範囲の変更 イ 学校調査票（義務教育学校）及び卒業後の状況調査票（義務教育学校後期課程）の新設	学校基本法の改正により、平成 28 年度より新たな学校種として「義務教育学校」が創設されたことに伴い、 ・ 調査対象の範囲に「義務教育学校」を追加 ・ 学校調査票（義務教育学校）及び卒業後の状況調査票（義務教育学校 後期課程）を新設	・ 適当と判断
ウ 調査事項の変更 ● 「小中一貫教育の実施形態」欄の追加	・ 小中一貫教育の実施形態（小学校・中学校の施設について、一体型・隣接型・分離型等の別）について把握する調査事項を設定【学校調査票（小学校）】【学校調査票（中学校）】【学校調査票（義務教育学校）】【卒業後の状況調査票（中学校）】【卒業後の状況調査票（義務教育学校）】	・ 適当と判断
● 「二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立）」欄の追加	・ 二部授業（いわゆる夜間中学校）に係る基本的事項として、学級数、生徒数及び教員数を把握する調査事項を設定【学校調査票（中学校）】【学校調査票（義務教育学校）】	<委員等の意見> ・ 二部授業の生徒に関しても、卒業後の進路を把握すべきではないか
● 「理由別長期欠席者数」欄の削除	・ 児童・生徒のうち、前年度に 30 日以上長期欠席した児童・生徒について、その欠席理由別の人数を把握する調査事項を削除（※）【学校調査票（小学校）】【学校調査票（中学校）】【学校調査票（中等教育学校）】	・ 適当と判断 （※）一般統計調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）で詳細に把握することとしているため

項目	変更内容等	委員・専門委員の意見、部会としての整理
● 「高等学校等専攻科からの編入学者数」欄の変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）からの編入学者数」の選択肢として「高等学校（専攻科）」「中等教育学校（専攻科）」「特別支援学校（専攻科）」を追加 【学校調査票（大学）学部学生内訳票】</li> <li>「高等学校等専攻科からの編入学者数」欄を追加 【学校調査票（短期大学）本科学生内訳票】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適当と判断</li> </ul>
エ 集計事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校調査票（義務教育学校）及び卒業後の状況調査票（義務教育学校 後期課程）の新設並びに既存の調査票における調査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項を変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適当と判断</li> </ul>
オ 調査結果の公表の方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査結果報告書等の名称を「学校基本調査速報」から「学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）」に、また、「学校基本調査報告書」を「学校基本統計（学校基本調査報告書）」にそれぞれ変更</li> <li>インターネット公表における具体的な公表媒体（文部科学省ホームページ及び e-Stat）を明示</li> </ul>	<p>&lt;委員等の意見&gt; 公表内容の充実化を図るとともに、資料の所在が分かるように構成を工夫する必要がある</p>
カ 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票情報のうち、集計作業の途中段階で作成したデータ（中間作成物である集計表）である「結果原表」を削除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適当と判断</li> </ul>
キ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>東北3県の初等中等教育機関に対する調査日程の延期並びに調査結果の公表の方法及び期日を変更することとした調査計画上の規定を削除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適当と判断</li> </ul>

## < 学校教員統計調査関係 >

項目	変更内容等	委員・専門委員の意見、部会としての整理
1 本調査計画の変更 ア 調査対象の範囲等の変更 イ 教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）及び教員個人調査票（義務教育学校）の新設	①幼保連携型認定こども園が平成 27 年度から創設されたこと、②義務教育学校が平成 28 年度から創設されたことに伴い、 ・ 調査対象の範囲に「幼保連携型認定こども園」及び「義務教育学校」を追加 ・ 教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）及び教員個人調査票（義務教育学校）を新設	・ 調査対象の範囲の変更等については適当と判断 ＜委員等の意見＞ 教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）で「保育士資格の保有状況」を把握することとしているが、併せて、幼稚園教諭についても保育士資格の保有状況を把握することとすべきではないか
ウ 集計事項の変更	・ 教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）及び教員個人調査票（義務教育学校）の新設等に伴い、関連する集計事項を変更	・ 適当と判断
エ 調査結果の公表の方法の変更	・ 調査結果報告書等の名称を「学校教員統計調査中間報告」から「学校教員統計中間報告」に、また、「学校教員統計調査報告書」を「学校教員統計（学校教員統計調査報告書）」にそれぞれ変更 ・ インターネット公表における具体的な公表媒体（文部科学省ホームページ及び e-Stat）を明示	＜委員等の意見＞ 公表内容（調査対象、推計方法、抽出率など）の充実化を図るとともに、資料の所在が分かるように構成を工夫する必要がある
オ 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更	・ 調査票情報のうち、集計作業の途中段階で作成したデータ（中間作成物である集計表）である「結果原表」を削除	・ 適当と判断
カ 立入検査等の対象とできる事項の削除	・ 調査計画上的における立入検査等に係る記載事項を削除	・ 適当と判断

## 学校基本調査及び学校教員統計調査の変更に係る 部会審議経過

審議事項等	12月24日 (第1回)	1月18日 (第2回)
諮問の概要及び審査メモに関する説明	●	
前回部会審議に係る継続審議事項		●
<<学校基本調査>> 1 学校基本調査の変更 (1) 調査対象の範囲の変更 (2) 調査票の新設 ア 学校調査票(義務教育学校)の新設 イ 卒業後の状況調査票(義務教育学校 後期課程)の新設	●	
(3) 調査事項の変更 ア 「学校種別」欄の変更 イ 「小中一貫教育の実施形態」欄の追加 ウ 「二部授業の学級数・生徒数・教員数(公立)」欄の追加 エ 「理由別長期欠席者数」欄の削除 オ 「高等学校等専攻科からの編入学者数」欄の変更等	●	
(4) 集計事項の変更 (5) 調査結果の公表の方法の変更 (6) 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更 (7) 東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除	●	
2 統計委員会諮問第66号の答申における「今後の課題」への対応状況について		●
<<学校教員統計調査>> 1 未諮問基幹統計としての確認事項	●	
2 学校教員統計調査の変更 (1) 調査の属性的範囲等の変更 (2) 調査票の新設 ア 教員個人調査票(幼保連携型認定こども園)の新設 イ 教員個人調査票(義務教育学校)の新設	●	
(3) 集計事項の変更 (4) 調査結果の公表の方法の変更 (5) 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更 (6) 立入検査等の対象とできる事項の削除	●	
答申(案)		●